

## 令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、給食を実施している私立保育所等に対し、令和8年度において給食費保護者負担額（以下「負担額」という。）を増額した場合において、当該増額に係る保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的として、令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる私立保育所等を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）で、市内に設置されている施設とする。

- (1) 市以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 市以外の者が設置する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

### (補助の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる運営事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月以降、第2条に規定する私立保育所等を利用する3歳以上児に対して、給食を継続して実施していること。
- (2) 令和8年度における負担額を、令和7年度における負担額から増額していること。
- (3) 前号の増額した額（以下「増額単価」という。）を保護者から徴収していないこと。ただし、増額単価が1,000円を超える場合にあって、増額単価から1,000円を差し引いた額を徴収する場合を除く。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、前条第2号の増額した額とする。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、各月初日における3歳以上クラス在籍児童数に、増額単価を乗じて得た額とする。

- 2 前項の増額単価が1,000円を超えるときは1,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる必要書類を添付して、市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金実施調書（別表）

(2) 令和8年度における負担額を、令和7年度における負担額から増額していること及び補助金により増額単価を徴収しないことを保護者へ知らせたことがわかる書類。

(3) その他、市長が別に定めるもの。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金交付決定通知書(様式第2)によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第8条 申請者は、交付申請額を変更しようとする場合は、令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金変更交付申請書(様式第3。以下「変更交付申請書」という。)に第6条第1号及び第3号に掲げる必要書類を添付して、市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金変更交付決定通知書(様式第4)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第7条及び第8条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた後、補助金を請求することができる。

2 補助事業者は、令和8年度半田市保育所等給食費保護者負担軽減対策補助金請求書(様式第5。以下「請求書」という。)により、補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(延滞金)

第11条 前条の規定により、補助金の返還を求められた補助事業者が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出に係る証拠書類を整備し、交付決定

した年度の終了後5年間は保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。